

空撮会社が運営する、本格的なドローンスクールが愛知県で開校。
夜間飛行や目視外飛行など、地方航空局への申請時に必要な訓練に対応。



「株式会社 八進(本社：愛知県刈谷市 代表：加藤弥純門)」が運営する「ドローンパイロットスクール」が、2017年8月より本格的に開校する。

日本ではドローンに対する運転免許は国から発行されておらず、誰でも飛行させることが出来る。しかし、2015年4月にドローンが首相官邸に墜落するなどして法整備が進み、都市圏の大部分を占める人口集中地区上空での飛行や、日没後の夜間飛行などが規制された。ドローンパイロットスクールは、そういった規制に伴う訓練を行うことが出来る、新しいタイプのドローンスクールとなる。

例えば人口集中地区上空でドローンの飛行許可を得る場合、地方航空局への申請時に10時間以上の飛行実績が必要となる。ドローンのバッテリーは25分程度の機体が主流であり、安全飛行の為に20分を一本とすると、30本のフライトが必要となる他、飛行可能な練習場所を探す必要が出てくる。

また、夜景などの撮影を行う為に日没後の飛行を希望する場合、地方航空局への申請時に10時間以上の夜間飛行実績が求められる。しかし、練習の為に屋外で夜間飛行することは法律で禁止されており、飛行を行いたくても練習すら出来ないというジレンマに陥る。これは目視外飛行でも同様である。

そうした現状の中、ドローンパイロットスクールは従来のドローンスクールのように知識による民間検定を行うのではなく、飛行出来る場所とバッテリーパックを用意するなどの各種飛行体制を整え、徹底的な飛行訓練を重視した、実践向きなドローンスクールとなっている。

連続飛行は勿論のこと、屋内で夜間飛行や目視外飛行の訓練が可能な施設を備え、施設内の訓練で申請時の実績に使用することが出来る。そして訓練終了者には地方航空局に提出する許可申請書作成サポートを行い、5月から試験的に行ったプレ開校段階での実績は、許可承認実績が100%となっている。

現在、ドローンパイロットスクールでは自身の活動を知って貰うべく、幅広い層のメディアから取材を募集している。ドローンパイロットスクールの活動に興味がある方は、お気軽にご連絡を。

■用語解説

用語 に 関 し て	<p>○人口集中地区 — 国勢調査で設定される統計上の地区。人口が密集している地区の上空での無人航空機の飛行は航空法によって規制され、許可がなければ飛行させることが出来ない。</p> <p>○許可申請 — 2017年3月末までは、無人航空機の飛行許可・承認は国土交通省に申請していたが、2017年4月から地方航空局に申請先が変更となった。東日本は東京航空局、西日本は大阪航空局が申請先となる。</p> <p>○夜間飛行 — 日没後に無人航空機を飛行させることは航空法で禁止されている。飛行の承認を得る場合は、10時間以上の夜間飛行訓練を行い、地方航空局に申請して飛行承認を得る必要がある。</p> <p>○目視外飛行 — 目視外(空が背景の場合100m～150m)で無人航空機を飛行させることは禁止されている。承認を得る場合は、10時間以上の目視外飛行訓練を行い、地方航空局に申請して飛行承認を得る必要がある。</p>
------------------------	---

■会社情報

社名	株式会社 八進(かぶしきかいしゃ はっしん)
設立	2011年8月
本社所在地	〒448-0803 愛知県刈谷市野田町北屋敷 101-1
代表	加藤弥純門(かとうやすひろ)
HP	 <p>https://drone-pilot-school.com</p> <p>「Drone Pilot School 刈谷」で検索</p>

■本件に関するお問い合わせ

お問合せ先	ドローンパイロットスクール 加藤・小林
電話	0566-21-0350
FAX	0566-91-5535
E-mail	info@drone-pilot-school.com